

令和 8 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

市税につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。中野市内に償却資産を所有されている方（事業用として他の者に貸し付けているものを含む。）は、地方税法第 383 条の規定により、毎年所有状況を申告していただくことになっています。

つきましては、この「申告の手引き」をご覧のうえ、申告書を作成し期限までにご提出ください。

提出期限 令和 8 年 1 月 30 日（金）

※ 提出期限間近になりますと窓口が大変混雑いたしますので、お早めに提出いただきますようご協力をお願いします。

◆ 申告に関する注意事項

- 1 償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 31 日までに 1 月 1 日（賦課期日）現在の償却資産の所有状況について、その所在地の市町村長に申告する義務があります。
- 2 耐用年数が過ぎた償却資産であっても、現に事業の用に供している場合や、いつでも事業の用に供することができる状態である資産は、申告すべき資産の対象となります。
- 3 申告書を郵送される方で控用に受付印を必要とされる方は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封してください。

<目次>

- I 償却資産のあらまし・・・ 2
- II 償却資産の申告について・・・ 4
- III 税額等の算出方法について・・・ 5
- IV その他・・・ 7
- V 申告書等の記入方法・・・ 8

◆ 申告書の提出先及び問合せ先

〒383-8614

長野県中野市三好町一丁目 3 番 19 号

中野市総務部税務課資産係

電 話 0269-22-2111（内線 321）

F A X 0269-22-5923

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

例えば会社や個人で事業を行っている方の事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象になります。

2 償却資産の種類と具体例

| 資産の種類 | | 具体例 |
|-------|-----------|---|
| 1 | 構築物 | 駐車場の舗装、門、塀、フェンス、緑化施設・庭園等の外構工事、看板（広告塔等）など |
| | 建物付属設備 | 受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部工造作 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作等 |
| 2 | 機械及び装置 | 製造機械、建設工業機械、駐車場機械設備、太陽光発電設備など |
| 3 | 船舶 | ボート、釣り船、漁船、遊漁船など |
| 4 | 航空機 | 飛行機、ヘリコプター、グライダーなど |
| 5 | 車両及び運搬具 | 大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99及び900～999」のもの） 農耕作業用の自動車で、 <u>最高時速が時速 35km 以上のもの。</u> ただし、自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、軽トラック等は除きます。 |
| 6 | 工具、器具及び備品 | ルームエアコン、パソコン、プリンター、コピー機、LAN 設備、キャビネット、医療用機器、歯科診療ユニット、理容・美容器具、看板、ネオンサイン、厨房機器及び用品、冷凍・冷蔵庫、机、椅子、ロッカー、応接セット、衝立、陳列ケース、レジスター、テレビ等の映像音響機器、放送機器、室内装飾品、自動販売機、金型、果樹棚、ビニールハウス、農機具、その他業務用の備品など |

※ **小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象となりますので、償却資産の申告には含めません。**

（例）スピードプレイヤー、コンバイン、乗用草刈り機、農耕トラクタ、

ロータリ除雪自動車、乗用田植え機、フォークリフト（大型特殊自動車ではないもの）など

3 家屋と償却資産の区分

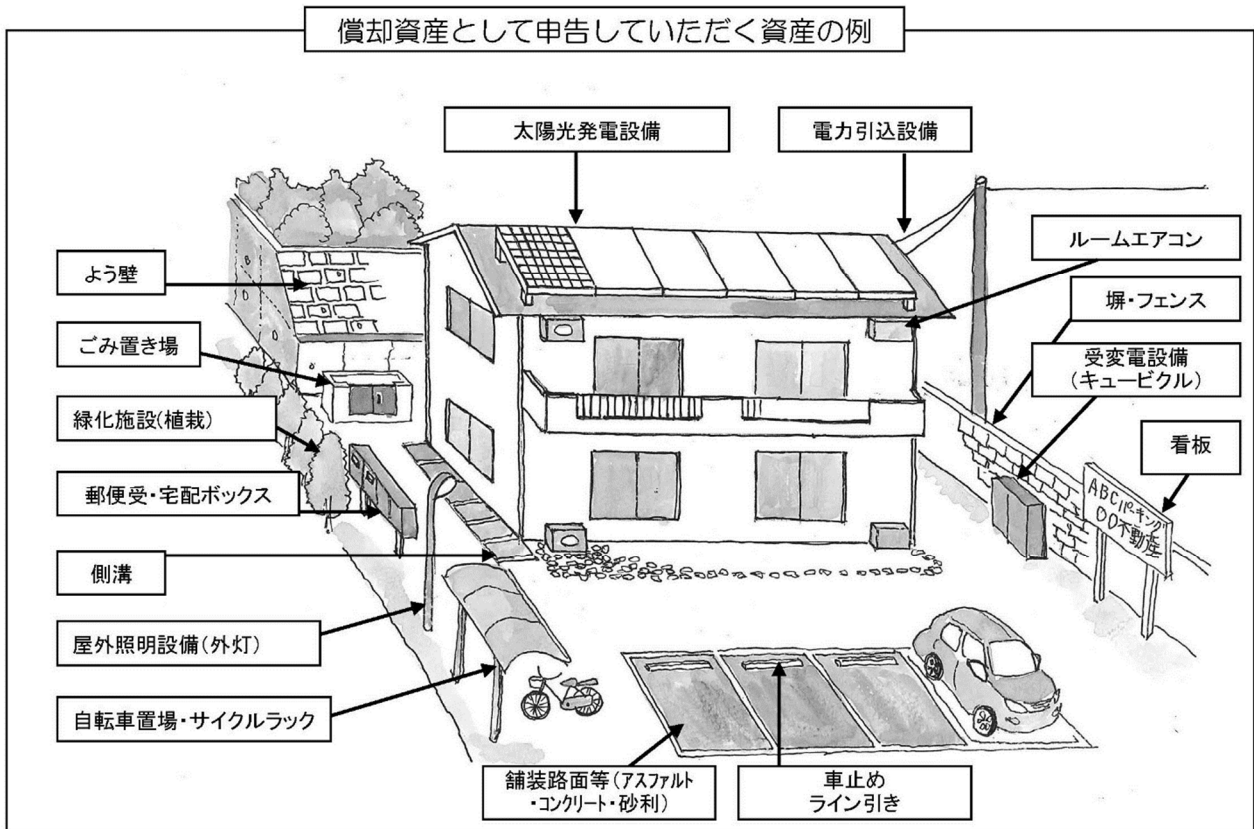
固定資産税における取扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となって効用を発揮し、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価します。それ以外（構造的に簡単に取り外しが可能なもの等）については償却資産として取り扱います。

～賃貸用の不動産を所有されている方へ～

償却資産の申告が必要です！

賃貸用のアパート・ビル・駐車場を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産にも固定資産税がかかります。

償却資産に該当するものを下記に例示します。これらは土地・家屋として評価するものではなく、償却資産として申告が必要です。



| 資産の種類 | 資産例 |
|-----------------|--|
| 構築物 | 外構工事（駐車場舗装、門、塀、側溝、植栽、ネット、フェンス、自転車置場、外灯 など）看板等の広告設備、ゴミ置き場 など |
| 建物付属設備 機械・装置 | 受変電設備（キュービクル）、電力引込設備、屋外給排水設備、屋外ガス設備、太陽光発電設備（屋根材一体型ソーラーパネルを除く） など |
| 工具・器具・備品 | ルームエアコン（壁掛け型）、郵便受け、宅配ボックス など |

II 償却資産の申告について

1 申告していただく方

令和8年1月1日現在、中野市内に償却資産を所有されている方です。

(農業をされている、工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、令和8年1月1日現在、中野市内に償却資産を所有されている方は申告の義務があります。)

2 申告書類及び記入事項

ア 初めて申告する方

| 申告の区分 | 申告書類 | 記入事項 |
|-----------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 該当資産がある場合 | ・ 償却資産申告書 ・ 種類別明細書 (増加資産・全資産用) | 令和8年1月1日現在、中野市内に所有する全資産について申告してください。 |
| 該当資産がない場合 | ・ 償却資産申告書 | 申告書の備考欄に「資産なし」と記入してください。 |

イ 今までに申告したことのある方

| 申告の区分 | 申告書類 | 記入事項 |
|-------------|----------------------------|--|
| 資産に増減がある場合 | ・ 償却資産申告書 ・ 種類別明細書 | 令和7年1月2日から令和8年1月1日までの増加資産又は減少資産を申告してください。 |
| 資産に増減がない場合 | ・ 償却資産申告書 | 申告書の備考欄に「増減なし」と記入してください。 |
| 廃業・解散等された場合 | ・ 償却資産申告書 ・ 種類別明細書(一覧表) | 申告書の備考欄にその旨(「令和7年3月1日廃業」等)を記入し、併せて「資産なし」と記入してください。 |

ウ 申告方法(電算処理方式による全資産申告)

令和8年1月1日現在、中野市内に所有する全資産について申告してください

エ 申告書類は市のホームページにも掲載してありますので、必要に応じてご活用ください。

3 申告書等の提出先及び提出期限

《提出方法》

中野市役所総務部税務課へご提出ください。(郵送可)

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号

中野市総務部税務課資産係 あて

《提出期限》 令和8年1月30日(金)

送付用に切り取ってお使いください。

〒383-8614

長野県中野市三好町一丁目3番19号

中野市総務部税務課資産係 あて

(償却資産申告書 在中)

Ⅲ 税額等の算出方法について

1 評価額の算出方法

償却資産の評価は、償却資産の取得年月日、取得価額及び耐用年数に基づき申告していただいた資産について、一品ごと賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

※ 耐用年数は法人税または所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

| 前年中に取得した資産 | 前年前に取得した資産 |
|--|--|
| $\text{取得価額} \times (1 - r / 2)$ = 取得価額 × A | $\text{前年度の評価額} \times (1 - r)$ = 前年度の評価額 × B |

r：耐用年数に応ずる減価率

A：半年分の減価残存率で「減価残存率表」のA欄の率です。

B：1年分の減価残存率で「減価残存率表」のB欄の率です。

※ 1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月として申告してください。

※ 初年度の評価額は、取得年月にかかわらず、半年分の減価があったものとして算出します。

※ 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

＜減価残存率表＞

「固定資産評価基準」別表第15表「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

| 耐用年数 | 耐用年数に応ずる減価率 r | 減価残存率 | | 耐用年数 | 耐用年数に応ずる減価率 r | 減価残存率 | |
|------|---------------|---------------|---------------|------|---------------|---------------|---------------|
| | | 前年中取得のもの A | 前年前取得のもの B | | | 前年中取得のもの A | 前年前取得のもの B |
| 2 | 0.684 | 0.658 | 0.316 | 12 | 0.175 | 0.912 | 0.825 |
| 3 | 0.536 | 0.732 | 0.464 | 13 | 0.162 | 0.919 | 0.838 |
| 4 | 0.438 | 0.781 | 0.562 | 14 | 0.152 | 0.924 | 0.848 |
| 5 | 0.369 | 0.815 | 0.631 | 15 | 0.142 | 0.929 | 0.858 |
| 6 | 0.319 | 0.840 | 0.681 | 16 | 0.134 | 0.933 | 0.866 |
| 7 | 0.280 | 0.860 | 0.720 | 17 | 0.127 | 0.936 | 0.873 |
| 8 | 0.250 | 0.875 | 0.750 | 18 | 0.120 | 0.940 | 0.880 |
| 9 | 0.226 | 0.887 | 0.774 | 19 | 0.114 | 0.943 | 0.886 |
| 10 | 0.206 | 0.897 | 0.794 | 20 | 0.109 | 0.945 | 0.891 |
| 11 | 0.189 | 0.905 | 0.811 | 50 | 0.045 | 0.977 | 0.955 |

※ 固定資産評価基準とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

2 課税標準額の算出方法

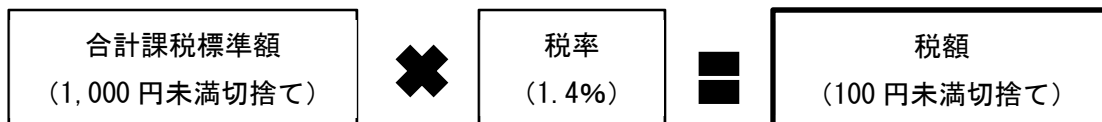
償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき申告された資産について、一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の「評価額」を算出します。

各資産の評価額を合算した額（決定価格）が課税標準額（1,000円未満切捨て）となります。

なお、地方税法による課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額をもとに課税標準額を算出します。

3 税額の算出方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。



4 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

ただし、免税点未満になると判断される場合にも、資産の増加・減少、転出・廃業等の異動があった場合は、申告が必要です。

5 計算例

計算例は以下のとおりです。

| 資産の名称等 | 取得年月 | 取得価額 | 耐用年数 | 減価率 | 令和6年度評価額 | 合計 (評価額) |
|---------|--------|------------|------|-------|---|-------------|
| 舗装路面 | 令和7年6月 | 3,000,000円 | 15年 | 0.142 | $3,000,000円 \times (1 - 0.142 \times 1/2)$ =2,787,000円 | 3,207,250円 |
| ルームエアコン | 令和7年4月 | 500,000円 | 6年 | 0.319 | $500,000円 \times (1 - 0.319 \times 1/2)$ =420,250円 | |

評価額の合計＝決定価格＝課税標準額（課税標準の特例を受ける資産がない場合）



1,000円未満を切捨て、税率（1.4%）を掛けます。 $3,207,000円 \times 1.4\% = 44,898円$



100円未満を切捨てます。 $44,898円 \rightarrow 44,800円$ （税額）

5 納期

納付すべき税額を年4回（4月末、7月末、12月末、翌年2月末）に分けて納めていただきます。具体的な納期については、令和8年度固定資産税納税通知書にてお知らせします。

IV その他

1 電子申告（エルタックスによる申告）について

地方税共同機構が運営する【eLTAX（エルタックス）】（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きにしたがって、インターネット上から電子申告していただく方法です。具体的な操作方法等については、下記の間合せ先までお尋ねください。

※ 電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得された上で eLTAX（エルタックス）のホームページから利用の届出を行う必要があります。

【eLTAX（エルタックス）ホームページ】

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

【電話番号】 0570-081459（つながらない場合は、03-5521-0019）

※ 受付時間 9：00～17：00（土日祝と年末年始を除く）

2 個人番号（マイナンバー）又は法人番号の記載について

申告書の「3 個人番号又は法人番号」の欄に、個人の方は12桁の個人番号（マイナンバー）を、法人の方は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。（共有名義の場合は記入不要です。）

個人番号（マイナンバー）を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元及び代理権確認）を実施させていただきます。下表にて必要な書類を確認してください。

なお、法人番号を記入した申告書の提出や電子申告の場合は、本人の身元確認資料の添付は不要です。

| | 本人による申告の場合 | 代理人（税理士など）による申告の場合 |
|----|--|---|
| 窓口 | <ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード又は番号確認資料（通知カード、住民票等）・身元確認資料（運転免許証等） | <ul style="list-style-type: none">・本人の番号確認資料（マイナンバーカードの裏面の写し等）・代理権確認資料（委任状、税務代理権限証書等）・代理人の身元確認資料（税理士証票、運転免許証等） |
| 郵送 | <ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード（両面）の写し又は番号確認資料（通知カードや住民票等の写し）・身元確認資料（運転免許証の写し） | <ul style="list-style-type: none">・本人の番号確認資料（マイナンバーカードの裏面の写し等）・代理権確認資料（委任状、税務代理権限証書等）・代理人の身元確認資料（税理士証票や運転免許証の写し等） |

【償却資産申告書の記載例】

受付印

令和 8 年 1 月 11 日

中野市長 殿

令和 8 年度

右詰めでご記入ください。

提出用

※所有者コード(住民コード)

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

| | | | |
|----------------|---|--|--------------------------|
| 所 有 者 | 1 住所 (ふりがな) 〒383-0013 中野市大字中野1234番地5 中野ビル6号 (電話) 22-2111 | 3 個人番号又は法人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 | 8 短縮耐用年数の承認 有・無 |
| | 2 氏名 (ふりがな) なかのこうぎょう かぶしがいいしや 中野工業 株式会社 なかの じろう 中野 次郎 (屋号) | 4 事業種目 (資本金等の額) 精密機械製造業 (2.300 百万円) | 9 増加償却の届出 有・無 |
| | | 5 事業開始年月 昭和26年 10 月 | 10 非課税該当資産 有・無 |
| | 6 この申告に 応答する者 の係及び 氏名 (電話) 22-2111 | 7 税理士等 の氏名 (電話) 22-2000 | 11 課税標準の特例 有・無 |
| | | | 12 特別償却又は圧縮記帳 有・無 |
| | | | 13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法 |
| 14 青色申告 有・無 | | | |

住所・氏名が既に印字されている方は、変更・訂正等がある場合は朱書きで抹消線を引き、余白に記載してください。

8

| 資産の種類 | 取 得 価 額 | | | | 15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 |
|------------|---|---|---|-------------------------------------|---|
| | 前年前に取得したもの (イ) | 前年中に減少したもの (ロ) | 前年中に取得したもの (ハ) | 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ) | |
| 1 構築物 | 125 754 100 | | | 125 754 100 | ① 中野市大字中野 1234番地5 ② ③ 資産の所在地を記載してください。 |
| 2 機械及び装置 | 679 050 000 | 12 030 000 | 7 430 000 | 674 450 000 | |
| 3 船舶 | (イ)前年度までに申告されている方のみ、令和7年1月1日現在の取得価格が印字されています。 | (ロ)前年中に減少した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記載してください。 | (ハ)前年中に取得した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記載してください。 | (ニ)令和8年1月1日現在の取得価格の合計を種類別に記載してください。 | 16 借用資産 (有・無) ジャパン中野リース株式会社 |
| 4 航空機 | | | | | |
| 5 車両及び運搬具 | | | | | 17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 借家 |
| 6 工具器具及び備品 | 6 530 000 | 1 230 300 | 3 210 000 | 8 509 700 | |
| 7 合計 | 811 334 100 | 13 260 300 | 10 640 000 | 808 713 800 | |

| 資産の種類 | ※ 評 価 額 (ホ) | | | ※ 決 定 価 格 (ヘ) | | | ※ 課 税 標 準 額 (ト) | | | 18 備考(添付書類等) |
|------------|-------------|----|----|---------------|----|----|-----------------|----|----|--|
| | 十億 | 百万 | 千円 | 十億 | 百万 | 千円 | 十億 | 百万 | 千円 | |
| 1 構築物 | | | | | | | | | | 資産の異動がない場合は「増減なし」、該当する資産がない場合は「資産無し」と記載して提出してください。 その他、説明を要する事項があればここへ記載してください。 |
| 2 機械及び装置 | | | | | | | | | | |
| 3 船舶 | | | | | | | | | | |
| 4 航空機 | | | | | | | | | | |
| 5 車両及び運搬具 | | | | | | | | | | |
| 6 工具器具及び備品 | | | | | | | | | | |
| 7 合計 | | | | | | | | | | |

(ホ)、(ヘ)、(ト)欄については記載する必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は記載してください。

申告書は資産の異動がない場合、該当資産がない場合、廃業・休業された場合でも必ず提出してください。

第二十六号様式(提出用・控用)

V 申告書等の記入方法

【償却資産申告書の記載例】

I 前年中に取得した資産(増加資産)

○種類別明細書(増加資産・全資産用)(緑)の用紙に黒のボールペンで記入してください。

○今回初めて申告いただく方は、令和8年1月1日現在の全資産を記入してください。

○申告年度を記入してください。(今回は8です)

所有者名

○氏名又は名称を記入してください。

また、この「種類別明細書(増加資産・全資産用)」について3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。

提出用

種類別明細書(増加資産・全資産用)

第二十六号様式別表一(提出用)

| ※所有者コード | | 住民コード | | 所有者氏名 | | 3枚のうち | | | | | | | | | | |
|---------|--------|--------|--------|----------|------|-------|----|-----------|------|-----------|--------|----------|-----|--------|------------|----|
| | | | | 中野工業株式会社 | | 2枚目 | | | | | | | | | | |
| 行番号 | ※資産の種類 | ※資産コード | 資産の名称等 | 数量 | 取得年月 | | | (イ)取得価額 | 耐用年数 | ※(ロ)減価残存率 | ※(ハ)価額 | ※課税標準の特例 | | ※課税標準額 | 増加事由 | 摘要 |
| | | | | | 年号 | 年 | 月 | | | | | 率 | コード | | | |
| 01 | 2 | | 溶接機 | 1 | 5 | 7 | 10 | 900 000 | 10 | | | | | | 1・2 3・4 | |
| 02 | 2 | | モーター | 6 | 5 | 7 | 5 | 1 300 000 | 12 | | | | | | 1・2 3・4 | |
| 03 | 6 | | エアコン | 2 | 5 | 7 | 7 | 1 000 000 | 6 | | | | | | 1・2 3 | |

資産の種類

1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具、器具及び備品のそれぞれ該当するものの数字を記入してください。

資産の名称等

○品名、規格、型式等を25字以内で記入してください。(20字を超える時は中間ケイ線は無視してください。)

個数

○個数、面積、距離等を記入してください。単位は省略して数字のみ記入してください。

取得年月

○資産を取得(購入、製作)した年月を記入してください。○年号は以下のとおりです。

1. 明治
2. 大正
3. 昭和
4. 平成
5. 令和

耐用年数

○減価償却資産の耐用年数に関する省令に掲げる耐用年数を記入してください。

取得価格

○資産を取得するために要した金額(引取運賃、荷役費、手数料等も含む)を記入してください。
○圧縮記帳は、地方税法では認められませんので、圧縮前の取得価格を記入してください。

増加事由

○資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号を○印してください。
○増加事由は以下のとおりです。

1. 新品取得
2. 中古品取得
3. 移動による受け入れ
4. その他

摘要

○課税標準の特例がある資産については「特例」と記入してください。
○その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項があれば記入してください。

Ⅱ 前年中に減少した資産(全部減少、一部減少)

○同封した『種類別明細書(一覧表)』は、下記を参考に記入してください。

種類別明細書(一覧表)

| | |
|--------|-----|
| 202118 | 中野市 |
|--------|-----|

| | | | |
|-------------|----------|----|-------------|
| ※ 行政区 00 | 住所 00 | 世帯 | ※ ページ 00 |
| ※ 所有者コード | | | 1 枚のうち |
| 0000000 | | | 1 枚目 |

| 番号 | 種類区分 | 番号 | 種類区分 |
|----|-------------|----|-------------------|
| 1 | 構 築 物 | 4 | 航 空 機 |
| 2 | 機 械 及 び 装 置 | 5 | 車 両 及 び 運 搬 具 |
| 3 | 船 船 | 6 | 工 具 、 器 具 及 び 備 品 |

| | | |
|----|----------------------------|---|
| 住所 | 383-0013 中野市大字中野 1234 番地 5 | 法 |
| 氏名 | 中野工業 株式会社 中野 次郎 | |

(資産の種類欄には、上記の区分番号を記入してください。)

| 行 番 号 | 異動区分 | | | ※ 資 産 の 種 類 番 号 (1点No.) | 資 産 コ ー ド | 資 産 の 名 称 (漢字・カタカナ・数 字・英字で記入してく ださい。30字以内) | 数 量 | 取 得 年 月 | | | 取 得 価 額 | | 耐 用 年 数 | ※ 減 価 残 存 率 | ※ 1月1日現在 理 論 帳 簿 価 格 | ※ 5 % | 1月1日現在 評 価 額 | | ※ 5 % | ※課税標準 の 特 例 | | ※ 課 税 標 準 額 | ※ 税 額 の 特 例 | 事 由 | 摘 要 | |
|-------------|--------|--------|--------|---|-----------------------|---|--------|------------------|--------|----|------------------|--------|------------------|----------------------------|---|-------------|-----------------------|-----|-------------|----------------------|--------|----------------------------|----------------------------|--------|--------|--------|
| | 減 少 | 修 正 | 増 加 | | | | | 十 億 | 百 万 | 千 | 円 | 十 億 | | | | | 百 万 | 千 | | 円 | 十 億 | | | | | 百 万 |
| 01 | 1 | 2 | 3 | 1 | 1 | キュービクル | 1 | 4 | 27 | 10 | 627 | 900 | 15 | 0.858 | | | | 368 | 439 | | | 368 | 439 | | | |
| 02 | 1 | 2 | 3 | 2 | 2 | コンプレッサー | 1 | 4 | 23 | 10 | 171 | 000 | 8 | 0.750 | | | | 39 | 944 | | | 39 | 944 | | | |
| 03 | 1 | 2 | 3 | 6 | 3 | プリンター | 1 | 4 | 26 | 09 | 970 | 662 | 5 | 0.631 | | | | 125 | 412 | | | 125 | 412 | | | |

10

異動区分

減 少

…全部減少した場合、その資産の行の「1」に朱書きで○をしてください。

修 正

…打ち出しの内容に変更がある場合、その資産の行の「2」に○をし、訂正してください。(例:数量2→1へ減少)

増 加

…この用紙への記入は必要ありません。
(増加資産のある方は増加用紙へ記入願います。)